

※国鉄清算事業管理部からの大切なお知らせ

石綿（アスベスト）健康診断と補償制度のお知らせ

1 制度概要

元国鉄職員の方で、業務において石綿（アスベスト）を使用した方は、無償で健康診断を受けられる制度があります。

また、石綿が原因の病気にかかれた方については、その病気にかかる医療費等を負担する補償制度があり、万一、お亡くなりになられた場合、ご遺族様への遺族補償の制度があります。

国鉄清算事業管理部（旧国鉄清算事業団）では、この健康診断の制度や医療費等・ご遺族様の補償制度を利用するために必要な手続きを行うことができます。

2 健康診断

健康診断を受診しようと思われている方

■旧国鉄において石綿（アスベスト）にばく露した可能性が疑われる職場、業務の例

- ①工場、機関区、電車区、客貨車区、自動車営業所、船舶関連等の職場において機関車、鉄道車両、自動車、船舶を検査、点検、修理または解体する業務。
- ②駅、操車場、車掌区、保線区、施設・電気・建築関係等の職場で石綿（アスベスト）関連部材等に接する機会があった業務。



●旧国鉄で石綿と関連がある業務に従事をされていた方は下記の健康診断を受けられます。

・健康診断（1回限り）の受診を希望される方の承認書の交付申請

健康状態を確認したい場合、1回限りの健康診断を受けられます。

・健康管理手帳の申請をするために必要な「従事歴証明」の交付申請

各労働局から健康管理手帳が交付された後、年2回の健康診断を継続して受けられます。

・じん肺管理区分の申請をするために 必要な「従事歴証明」の交付申請

各労働局で決定するじん肺管理区分により業務災害補償が認められます。

3 補償制度

石綿による疾病が原因の病気による補償制度

■石綿による疾病とは

- ・石綿による「中皮腫」
- ・石綿による「肺がん」
- ・「石綿肺」
- ・「びまん性胸膜肥厚」
- ・「良性石綿胸水」

以上



●旧国鉄で石綿と関連がある業務に従事し、石綿による疾病を発症されている方や発症をされていた
そのご遺族の方

- ・業務災害補償
- ・遺族補償

4 時効延長

ご遺族に支払われる特別遺族給付金の請求期限が延長されました。

延長期限 令和14年3月27日まで

時効延長となっている給付金は、「特別殉職年金」と「特別遺族一時金」です。

まずは、お早めにご相談ください！

電話 **045-222-9567**

《受付時間：土・日・祝日・年末年始を除く 9時～12時、13時～16時》

対象者の経歴等により、別の窓口をご案内させていただく場合がございます。

〒231-8315 神奈川県横浜市中区本町 6-50-1 横浜アイランドタワー

独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 国鉄清算事業管理部 職員課

E-mail : shokuin@jrta.go.jp

<https://www.jrta.go.jp>